令和６年８月

(株)公論出版 編集部

『消防設備士第４類　令和６年上巻』に関する お詫びと訂正のご案内

『消防設備士第４類　令和６年上巻』の記載内容に誤りがありましたことを、心よりお詫び申し上げます。以下の通り訂正いたしますので、お手持ちの本書の該当箇所に加筆訂正をお願いします。

ご迷惑をおかけして大変申し訳ございません。

よろしくお願い申し上げます。

初　　版

P13 更新：[2024.6.13]	削除	(12) イ 工場又は作業場 ~~、冷凍倉庫を含む作業場~~ (12) ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
P27 更新：[2024.5.13]	②を追加（それに伴い番号を訂正）	**■２．従前の規定が適用されない消防用設備等** ◎法第17条の２の５　１項において、次に掲げる消防用設備等は、消防用設備等の技術上の基準に関する従前の規定を適用しないものとする（令第34条など）。 ①簡易消火用具 **②不活性ガス消火設備（全域放出方式のもので省令で定める不活性ガス消火剤（二酸化炭素）を放射するものに限る。）（不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であって省令で定めるものの適用を受ける部分に限る。）** ③自動火災報知設備（特定防火対象物などに設けるものに限る。） ④ガス漏れ火災警報設備（特定防火対象物などに設けるものに限る。） ⑤漏電火災警報器 ⑥非常警報器具及び非常警報設備 ⑦誘導灯及び誘導標識 ⑧必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等であって、消火器、避難器具及び①～⑥の消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの
P29【１】 更新：[2024.07.19]	誤	【１】消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令の規定が改正されたとき、改正後の規定に適合させなければならない消防用設備等として、消防法令上、正しいものは次のうちどれか。[★] (略) ４．図書館の蔵書室に設置されている二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備
	正	【１】消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令の規定が改正されたとき、改正後の規定に適合させなければならない消防用設備等として、消防法令上、正しいものは次のうちどれか。**[編]**［★］ (略) ４．図書館の蔵書室に設置されている**窒素**を放射する不活性ガス消火設備

<table>
<tr><td>P176

更新：[2024.08.26]</td><td>赤字部分を訂正</td><td>▶▶正解＆解説
【2】正解４
（略）
４Ω２個の並列回路の合成抵抗R2を求める。
$\frac{1}{R_2} = \frac{1}{4} + \frac{1}{4} = \frac{2}{4} = \frac{1}{2} \quad \Rightarrow \quad R_2 = 2\,\Omega$</td></tr>
<tr><td rowspan="2">P262

[更新：2024.04]</td><td>誤</td><td><table><tr><td>上限値</td><td>65℃以上　165℃以下</td></tr><tr><td>下限値</td><td>10℃以上　上限値の－10℃以下</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>正</td><td><table><tr><td>上限値</td><td>60℃以上　165℃以下</td></tr><tr><td>下限値</td><td>10℃以上　上限値の－10℃以下</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">P269

更新：[2024.08.26]</td><td>誤</td><td>５．炎感知器の構造・機能
◎炎感知器は、火災により生じる炎を利用して自動的に火災の発生を感知して火災信号を発信機に発信するものである。</td></tr>
<tr><td>正</td><td>５．炎感知器の構造・機能
◎炎感知器は、火災により生じる炎を利用して自動的に火災の発生を感知して火災信号を受信機に発信するものである。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">P335【2】

[更新：2024.01]</td><td>誤</td><td>【2】感知器回路の配線の基準について、誤っているものを２つ選びなさい。[★]
□　１．Ｐ型受信機の共通線は、１本につき７警戒区域以下とすること。
（略）</td></tr>
<tr><td>正</td><td>【2】感知器回路の配線の基準について、誤っているものは次のうちどれか。[★]
□　１．Ｐ型受信機の共通線は、１本につき７警戒区域以下とすること。
（略）</td></tr>
</table>

初　版・二　刷

<table>
<tr><td>P13

更新：[2024.6.13]</td><td>削除</td><td><table><tr><td rowspan="2">（12）</td><td>イ</td><td>工場又は作業場 <s>、冷凍倉庫を含む作業場</s></td></tr><tr><td>ロ</td><td>映画スタジオ又はテレビスタジオ</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>P27

更新：[2024.5.13]</td><td>②を追加（それに伴い番号を訂正）</td><td>■２．従前の規定が適用されない消防用設備等
◎法第17条の２の５　１項において、次に掲げる消防用設備等は、消防用設備等の技術上の基準に関する従前の規定を適用しないものとする（令第34条など）。
①簡易消火用具
②不活性ガス消火設備（全域放出方式のもので省令で定める不活性ガス消火剤（二酸化炭素）を放射するものに限る。）（不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であって省令で定めるものの適用を受ける部分に限る。）
③自動火災報知設備（特定防火対象物などに設けるものに限る。）
④ガス漏れ火災警報設備（特定防火対象物などに設けるものに限る。）
⑤漏電火災警報器
⑥非常警報器具及び非常警報設備
⑦誘導灯及び誘導標識
⑧必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等であって、消火器、避難器具及び①～⑥の消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの</td></tr>
</table>

P29【1】 更新：[2024.07.19]	誤	【1】消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令の規定が改正されたとき、改正後の規定に適合させなければならない消防用設備等として、消防法令上、正しいものは次のうちどれか。[★] (略) 4．図書館の蔵書室に設置されている二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備
	正	【1】消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令の規定が改正されたとき、改正後の規定に適合させなければならない消防用設備等として、消防法令上、正しいものは次のうちどれか。**[編]** [★] (略) 4．図書館の蔵書室に設置されている**窒素**を放射する不活性ガス消火設備
P176 更新：[2024.08.26]	赤字部分を訂正	**▶▶正解＆解説** 【2】正解4 (略) 4Ω2個の並列回路の合成抵抗R2を求める。 $\frac{1}{R_2} = \frac{1}{4} + \frac{1}{4} = \frac{2}{4} = \frac{1}{2} \quad \Rightarrow \quad R_2 = 2\,\Omega$
P269 更新：[2024.08.26]	誤	**5．炎感知器の構造・機能** ◎炎感知器は、火災により生じる炎を利用して自動的に火災の発生を感知して火災信号を発信機に発信するものである。
	正	**5．炎感知器の構造・機能** ◎炎感知器は、火災により生じる炎を利用して自動的に火災の発生を感知して火災信号を**受信機**に発信するものである。